

令和 7 年第 5 回 5 月

# つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年5月9日(金) 午後3時57分から午後4時28分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、33人出席

4. 出席委員名

|           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 松橋 正行  | 3. 高橋 敦樹  | 4. 盛 彰一   | 5. 三橋 美也  | 6. 杉野森由美子 |
| 7. 小笠原 繁  | 8. 長谷川勝則  | 9. 田戸岡 誠  | 10. 太田 善造 | 11. 三橋 衛  |
| 12. 野宮富喜子 | 13. 笠井 正己 | 14. 新岡 亮  | 16. 菊池 昭二 | 17. 葛西 勝久 |
| 18. 秋田谷廣次 | 19. 工藤しのぶ | 20. 成田 金春 | 21. 杉森 広宣 | 22. 今 輝義  |
| 23. 鎌田 誠  | 24. 三橋 弘  | 25. 長谷川一幸 | 26. 工藤 恒實 | 28. 小山内 壽 |
| 29. 藤本 正彦 | 30. 工藤 正樹 | 31. 稲葉 武彦 | 32. 福井二三夫 | 33. 工藤 宰  |
| 34. 横山 治彦 | 35. 神 文敏  | 36. 浅見 春樹 | 計 33人     |           |

5. 欠席委員 2. 古坂 光司 15. 吉田 秀美 27. 長谷川秀樹 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 9号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第31号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第32号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次 長：村田龍治 主 幹：吉村 翔

主 査：吉田純也 任用職員：工藤賢聖 計6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第5回(5月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

田植えもいよいよ本番、また、野菜等の作業も入って一挙に忙しくなっているかと思いますので、体調には十分注意し農作業を進めてくださればと思います。

本日は5月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には32番福井二三夫委員、33番工藤宰委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 9号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第31号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第32号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

以上、報告2件、議案5件、計7件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、「報告第9号公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」、以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）

それでは、1ページをお開きください。報告第8号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年5月9日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第8号は、1ページの番号88番から番号90番までの3件です。解約は畑が2件で面積は19,592㎡、田が1件で面積は193㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約となっております。

続いて、2ページをご覧ください。報告第9号について説明致します。

「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和7年5月9日提出、つがる市農業委員会会長。

2ページの番号2番は、令和7年3月18日の屏風山土地改良区の公売入札に参加するため買受適格証明願の申請がなされ、3月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、令和7年3月25日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第28号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、3ページをお開きください。議案第28号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年5月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第28号は、3ページの番号195番から33ページの番号249番までの55件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が13件で、田が82,749㎡、畑が18,713㎡。なおこれは、7ページの206番の田んぼの共有地の持分権利の移転を、実際に耕作する面積4,350㎡で計算した面積です。「普通売買」の申請が4件で、田が45,285㎡、畑が532㎡。「贈与」の申請が12件で、田が2,456㎡、畑が11,321㎡、樹園地が2,396㎡。「賃貸借」の

申請が24件で、田が225,931㎡、畑が60,809㎡、樹園地が4,906㎡。「解除条件付き賃貸借」の申請が1件で田が95,979㎡。これは主な事業が農業ではない法人にきちんと耕作されていなければ貸借を解除するなどの条件を付けた賃貸借の申請です。その他、「使用貸借」の申請が1件で、田が1,626㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから20ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明致します。3ページ、195番の田は総額93万円、10a当たり29万5千円、196番の田は10a当たり23万円、4ページ、197番の田も10a当たり23万円、198番の田は総額588万円、10a当たり66万円、5ページ、199番の田は総額50万円、10a当たり27万5千円、200番の田は10a当たり28万円、201番の田は総額20万円、10a当たり12万4千円、6ページ、202番の田は総額180万円、10a当たり24万7千円、203番の田と畑は総額230万円、10a当たり16万5千円、7ページ、204番の田は10a当たり30万円、205番の田は10a当たり20万円、206番の田の権利は総額80万円、耕作面積4,350㎡で計算すると10a当たり18万4千円、8ページから9ページの207番の畑は総額100万円、10a当たり9万7千円、208番の田と畑は10a当たり10万円、10ページ、209番の田は総額10万円、10a当たり15万円、210番の田は総額100万円、10a当たり10万5千円、10ページから11ページの211番の田は総額4,277,925円、10a当たり22万5千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結致します。これより、議案第28号を採決致します。おはかり致します。議案第28号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第29号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

この案件については、25番 長谷川一幸委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該

事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(25番 長谷川一幸委員が退席)

議長(藤本正彦会長)

それでは、議案第29号について説明を求めます。

事務局説明(吉村主幹)

それでは34ページをご覧ください。議案第29号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年5月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第29号は、番号907番の1件です。「贈与」の申請で、田が161㎡です。別添の農地法第3条調査書21ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第29号の質疑を終結致します。

これより、議案第29号を採決致します。おはかり致します。議案第29号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

25番 長谷川一幸委員、入室願います。

(25番 長谷川一幸委員入室し着席)

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(吉田主査)

35ページをお開きください。議案第30号「農地法第5条第1項の規定に基づく

農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年5月9日提出、つがる市農業委員会会長。

番号6番の農地の所在地は、木造迫広の畑2筆で面積が439㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に番号7番の農地の所在地は、木造若宮の畑2筆で面積が522㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。9番 田戸岡誠委員、報告をお願い致します。

（9番 田戸岡誠委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「21」番「杉森」委員と私「9」番「田戸岡」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号6番の申請の場所は、市役所より北に約1.5kmに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号7番の申請の場所は、市役所より北に約300mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結致します。

これより、議案第30号を採決致します。おはかり致します。

議案第30号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第31号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは３６ページをご覧ください。議案第３１号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和７年５月９日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第３１号の件数については、売買一括が３件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。

番号１番、所有権を移転する農用地は、森田町森田の樹園地１１筆で、面積は１５，３３４㎡です。売買価格は１０ａ、１５０，０００円となっております。番号２番、所有権を移転する農用地は、柏桑野木田の樹園地２筆で、面積は７，１８４㎡です。売買価格は１０ａ、３００，０００円となっております。番号３番、所有権を移転する農用地は、柏広須の田５筆で、面積は１３，０２７㎡です。売買価格は１０ａ、３００，０００円となっております。

以上、促進計画案の売買一括で所有権を移転する農地につきましては、農地取得後の耕作基準面積等のあおり農業支援センターが定める農地売買等事業の各要件をすべて満たしております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３１号の質疑を終結致します。

これより、議案第３１号を採決致します。おはかり致します。議案第３１号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３１号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３２号 贈与税の納税猶予及び不動産取得の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

３７ページをお開きください。議案第３２号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。農地等

の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求める。令和7年5月9日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、37ページに記載されている1件であり、年齢、農業従事年数などの適格要件を満たしております。受贈者は不動産取得税の徴収猶予を受けつつ農業者年金を受給するために、推定相続人と使用貸借を設定しています。しかし、令和7年3月13日をもち契約期間が満了となるため期間を延長しました。そのため、受贈者が適格者であることの再度承認を求めるものとなります。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結致します。

これより、議案第32号を採決致します。おはかり致します。

議案第32号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

#### 事務局説明

##### 1. 次期総会日程（案）について（中野事務局長）

- |        |                   |           |
|--------|-------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和7年6月5日(木)       | 午後2時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室      |
| 2) 日 時 | 令和7年7月8日(火)       | 午後2時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室      |

##### 2. 事務連絡

- 1) 令和7年度つがる市農業委員会新年度交流会収支決算報告（村田次長）
- 2) 農用地のあっせんのお願いについて（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和7年第5回（5月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。